

議案第11号

工事請負契約の変更について

令和7年7月17日議会の議決を得た「工事請負契約の変更について（町道泊中央線地すべり災害復旧工事（6年災第1号））」の一部を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び湯梨浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年条例第56号）第2条の規定により本議会の議決を求める。

令和8年1月22日提出

湯梨浜町長 宮脇 正道

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 町道泊中央線地すべり災害復旧工事（6年災第1号） |
| 2 契約の金額 | 変更前 金319,085,800円
変更後 金349,123,500円 |
| 3 契約の相手方 | 鳥取県東伯郡琴浦町大字赤崎2000番地1
町道泊中央線地すべり災害復旧工事（6年災第1号）
井木組・前嶋組・山建運輸特定建設工事共同企業体
代表構成員 株式会社 井木組
代表取締役 井木 敏晴 |



建設工事請負変更仮契約書(第3回)

1 工事名 町道泊中央線地すべり災害復旧工事(6年災第1号)

2 工事場所 東伯郡湯梨浜町大字 泊 地内

3 変更工期 着工 令和 6年 6月 12日
完成 令和 8年 3月 25日

4 元請負代金に対する増額 金 30,037,700 円

うち取引に係る消費税額 金 2,730,700 円

「取引に係る消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定により算出したもので、元請負代金に対する増額に 10 / 110 を乗じて得た額である。

5 請負代金変更増額に対する契約保証金 免除

6 その他の (1) 別冊設計図書のとおり
(2) その他原契約書のとおり

令和7年7月17日に契約を締結した建設工事請負変更契約(第2回)について、上記のとおり建設工事請負変更仮契約(第3回)を締結する。

なお、この契約は、湯梨浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条による議会の議決を得た後、乙に対して、その旨を通知した日をもって、本文を本契約に切り替えるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

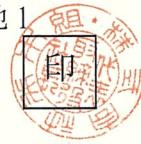
令和8年1月15日

発注者 住 所 東伯郡湯梨浜町大字久留19番地1
(甲) 湯梨浜町
氏 名 湯梨浜町長 宮脇正道



請負者 住 所 町道泊中央線地すべり災害復旧工事(6年災第1号)
(乙) 井木組・前嶋組・山建運輸特定建設工事共同企業体

代表構成員 住 所 鳥取県東伯郡琴浦町大字赤崎2000番地1
商 号 株式会社 井木組
氏 名 代表取締役 井木敏晴



第1構成員 住 所 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久見178番地2
商 号 有限会社 前嶋組
氏 名 代表取締役 前嶋辰雄



第2構成員 住 所 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字宇谷1614番地
商 号 有限会社 山建運輸
氏 名 代表取締役 山田和夫

